令和３年　第１６回京丹後市教育委員会会議録

１　開催年月日　　令和３年１０月１日（金）

開会　午前１０時００分　　閉会　午前１０時４０分

２　場　　　所　　大宮庁舎　４階　第２・第３会議室

３　出席委員名　　松本明彦　　野木三司　　久下多賀子　　田村浩章　　安達京子

４　説　明　者　　教育次長 引野雅文　　教育理事 田辺健二　　総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 溝口容子　　学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭　　生涯学習課長 川村義輝
文化財保護課長 新谷勝行

５　書　　　記　　教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

６　議　　　事
⑴　議案第 52 号　京丹後市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について
⑵　議案第 53 号　京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定について
【追加議案　報告第 20 号】
⑶　報告第 20 号　公文書部分公開決定等に係る審査請求について

７　そ　の　他
⑴　諸報告
①「共催」･「後援」に係る９月期承認について

⑵　各課報告
①１０月学校行事予定について
②１０月保育所・こども園行事予定について
③生涯学習課の行事予定について

８　会　議　録　　別添のとおり（全８頁）

９　会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和３年１１月１０日

教　　育　　長　　松本　明彦

署　名　委　員　　田村　浩章

令和３年　第１６回京丹後市教育委員会会議録（詳細）　　　　　　〈１０月１日（金）〉

〔招 集 者〕　京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕　野木三司　　久下多賀子　　田村浩章　　安達京子

〔説 明 者〕　教育次長 引野雅文　教育理事 田辺健二　総括指導主事 久保有紀

教育総務課長 溝口容子　　学校教育課長 小坂貴寛

子ども未来課長 服部智昭　　生涯学習課長 川村義輝

文化財保護課長 新谷勝行

〔書　　記〕　教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

皆さん、おはようございます。ただいまから「令和３年　第１６回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

令和３年度もいよいよ下半期に入りました。

先月の定例会の時には、新型コロナウイルスの感染状況が、市内においてもこれまでで一番警戒を強め対応をすべき時期でしたので、教育委員会では校園所長とも緊密な連携を取り、各校園所では園所内、校内での感染を防ぐために教育活動等に制限をかけながら、確実に感染対策を進めてもらいました。そうした丁寧な対応と家庭、地域の協力もありまして、９月中旬には市内の感染状況の落ち着きも見られるようになり、それに合わせて、市内の幼児・児童・生徒の新たな感染者、濃厚接触者もない状況となりました。本当に保育・教育現場の努力に敬意を表したいと思います。

またこの間、市の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種も急ピッチで進み、９月２９日現在では、対象人口の約８割の方が１回目の接種を終え、２回目の接種を終えた方も対象人口全体の３分の２を超え７割に迫る状況となっています。心配していました１２歳から１４歳、１５歳から１９歳の年代のワクチン接種も、どちらの年代も１回目の接種が４０パーセントを超えるなど、接種可能のお知らせからまだあまり日数がたっていないにもかかわらず、大変高い接種状況となり、生徒及び保護者の接種への意識の高さがうかがえます。今後もあくまでも希望による接種ではありますが、各校園所にも接種状況について情報提供を行いながら、家庭への適切な啓発に努めていけたらと考えています。

いよいよ緊急事態宣言も解除され、スポーツ、文化の秋が到来しています。学校、園所では、引き続き感染対策を取りながらも、様々な工夫をした上で、幼児・児童・生徒に充実感のある園所、学校生活が送れるよう、教育委員会としても学校園所との連携を

密にし、支援をしていきたいと考えています。
　本日は、「京丹後市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について」のほか、１議案の審議等を予定しています。どうぞよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉
　それでは、令和３年第１５回教育委員会（９月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長の動静を報告させていただきます。

　【教育長動静報告】

〈松本教育長〉
　以上です。御質問等ありましたらお願いいたします。

〈全委員〉
　なし。

〈松本教育長〉
　本日の会議録署名委員の指名をいたします。
　田村委員を指名しますのでお願いします。

　それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈松本教育長〉
　議案第５２号「京丹後市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。
　事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉
　議案第５２号「京丹後市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について」を説明させていただきます。

今回の改正につきましては、行政手続における情報通信技術の利用に関する法律が一部改正され、令和元年１２月１６日から施行されたことに伴い所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、主な改正内容といたしましては、法律の改正の影響を受けて、市の条例等の題名が改正されたことに伴い、本規則について引用している例規の題名を改正するというところが主なところです。

この規則は、公布の日から施行するとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第５２号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第５２号「京丹後市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第５３号「京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第５３号「京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定について」を説明させていただきます。

議案書の後ろのほうに資料としてパンフレットのコピーを付けていますので、パンフレットの裏面の２ページをご覧いただきたいと思います。

この文化財保存活用地域計画につきましては、文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画ということで、文化庁長官の認定を経て作成するというものですが、このほど本市でもこの計画策定に新たに取り組むこととしています。このパンフレットには概要や作業の流れ等が記載されています。

１枚戻っていただいて、文化財保護法の抜粋を付けさせていただいていますが、文化財保護法第１８３条の９には、この計画の策定に当たっては、協議会を組織することができることが規定されていまして、この法定協議会を組織するに当たって、本要綱で必要な内容を定めるというものです。

別記、要綱の１ページをご覧ください。第１条については協議会の設置について、第２条については所掌事務をそれぞれ定めています。

第３条では協議会の委員構成を示しています。委員は１５名以内とし、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体の関係者、観光関係団体の関係者のほか、教育委員会が適当と認める者を定めています。

第４条から第７条につきましては、任期、会長及び副会長、会議、庶務についてそれぞれ定めています。

附則といたしまして、この告示は、令和３年１０月１日から施行するとしています。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第５３号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

この資料を見落としていて今読み出したので失礼があったら申し訳ないですが、この組織をされる委員会というのは、実施に係る連絡調整を行うための協議会と謳ってありますが、何かを決定する機関でもなく、提案する機関でもなく、位置付けとしてはどういうふうに考えればよいのでしょうか。

〈新谷文化財保護課長〉

審議会等ですと、諮問があってそれに対して答申というような形で審議をしていただくというような内容になるのですけれども、この協議会につきましては、計画をつくる際に、私たち文化財の事務局と一緒になって計画を推進していくことを前提に考えていただくという、そういう内容の協議会として位置付けています。ですから計画をつくる際に、意見をいただくだけではなく、実際に一緒になって進めていっていただくというようなイメージで考えていただければと思います。

〈野木委員〉
そうすると、教育委員会が主導ということではなく、同列の考えですか。教育委員会とこの協議会は同じ立場で何かを提言していくということですか。

〈新谷文化財保護課長〉
うまく説明できなくて申し訳ありません。法に基づいて申し上げますと、意見を聞きながら計画をつくっていくということになるのですけれども、併せて、私たちがこうしたいというところに、私たちは文化財の保護の立場で考えている部分もあるので、今回の計画というのは、どちらかというとほかの分野の方々の協力をいただきながらつくっていくというのが基本になっていますので、そういったほかの分野で御協力いただける方々に協議会で一緒に集まっていただいて、文化財の保護と活用という一つの共通点に向かって一緒に進んでいただくという、そういうイメージでお考えいただけるとありがたいなと思います。

〈野木委員〉
だいたいわかりました。行政の視点だけではなくて、ほかの方々や学識経験者の目線も含めて協議していこうという捉え方でいいわけですね。了解です。

〈松本教育長〉
活用の視点も大きいということですか。

〈新谷文化財保護課長〉
今まではどちらかというと保護が前提でそこに重きを置いていたのですが、保護することは当然前提としてありますが、活用をしていくことも念頭に置きながらということになるので、そうすると文化財部局だけではなかなかできない部分もあるので、ほかの分野に御協力いただくという、そんなイメージで考えています。

〈松本教育長〉
　ほかに何かありますか。

〈田村委員〉
　質問ではないですが、本市は本当に歴史もありますし、文化財も貴重なものがたくさんあると思うので、保護プラス活用というふうにおっしゃいましたので、是非それを教育現場の子どもたちに対して有効活用できるように推進していただきたいというふうに要望を申し上げます。
　あと、この協議会の任期については終わるまでみたいな書き方ですけれども、全体のタイムスケジュール的な、いつぐらいにというようなものがわかっていれば説明お願いします。

〈新谷文化財保護課長〉
　先ほどの説明の中でありましたとおり、最終的に文化庁の認定申請をして認定を受けるという手続きが必要になってきます。その文化庁の認定の手続きをいただく一番後ろを令和４年１２月に設定をしています。そこに向けての策定の協議会ということで、８月ぐらいにはおよその形ができているというようなスケジュール感で考えています。

〈松本教育長〉
　よろしいですか。ほかに何かありませんか。
　それではお諮りいたします。
　議案第５３号「京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉
　異議なし。

〈松本教育長〉
　異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉
　続きまして、追加報告を１件準備しています。
　初めに、会議の非公開についてお諮りします。
　報告第２０号は京丹後市教育委員会会議規則第１６条第１項第２号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉
　異議なし。

〈松本教育長〉
　異議なしということで全員の賛同を得ましたので、報告第２０号については非公開といたします。

（非公開部分省略　報告第２０号について報告）

〈松本教育長〉
　これより会議を公開とします。

　以上で本日の議事は全て終了させていただきました。
　続いて、４のその他ということで諸報告、各課報告を順次いたします。

（１）諸報告
〈引野教育次長〉
　①　「共催」・「後援」に係る９月期承認について

（２）各課報告
〈学校教育課・子ども未来課・生涯学習課〉
　①　１０月学校行事予定について
　②　１０月保育所・こども園行事予定について
　③　生涯学習課の行事予定について

〈松本教育長〉

全体を通して何か御質問等がありますか。

〈松本教育長〉

ないようでしたら、以上で第１６回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦労様でした。

〈閉会　午前１０時４０分〉

〔　１１月定例会　令和３年１１月４日（木）　午後２時００分から　〕